

NPO 栃木タイムズ 主催
第 36 回外国人のための法律講座・交流会
テーマ

2012 年 7 月 9 日スタート

「新しい外国人のための法律」

1. 2012年7月9日より、「新しい在留管理制度」が実施されます。その概要は、

- (1) 「在留カード」が交付されます。
- (2) 在留期間が最長 5 年になります。
- (3) 再入国許可の制度が変わります。
- (4) 外国人登録制度が廃止されます。
- (5) 外国人にも住民票ができます。

2. 「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（中長期在留者）です。

3. 外国人にも住民票が作成され、住民基本台帳に記載されます。

この法律改正は、日本における戦後最大の外国人のための法律の改正です。外国人のみならず日本人も知っておいて、外国人にアドバイスできるようになればと思います。

日時： 2012年7月29日（日） 13:30-16:30

▼法律講座： 13:30-15:00

講師：NPO 栃木タイムズ 代表 鈴木美恵子（どなたでも参加できます。）

▼交流会： 15:00-16:30

（同時刻に別室で開催される無料英話レッスンと無料ヨガ講座の交流会、および、ワーキングホリデー・インターナショナル・ポットラック・パーティーと合流します。）

▼参加費：法律講座無料、交流会参加者は500円と食事一品

●会場：宇都宮市総合福祉センター 9A 会議室（宇都宮市中央生涯学習センター隣）
宇都宮市中央1-1-15 TEL028-634-2941

（お車でお越しの際は、宇都宮市役所の無料駐車場をご利用下さい）

●主催：NPO 栃木タイムズ

●後援：（公財）栃木県国際交流協会（申請予定）

●申込み：NPO 栃木タイムズ 代表鈴木美恵子

Tel & Fax：028-622-1066、Email:ttt3939@image.ocn.ne.jp

URL <http://tochigitimes.jimdo.com/>